

一般的に緊急性が認められる事案であれば、法第19条の8第1項第4号に基づき緊急の代執行を行うことが可能であり、そうでない場合も確知できている処分者に対し措置命令を発出し、処分者が命令に応じない場合には、法第19条の8第1項第1号に該当するとして代執行し、費用徴収（当該者が代執行費用を全額支払った場合に、他の関与者がいる場合には共同不法行為者間の内部的な求償関係の問題となる。）することが考えられる。

しかしながら、本件は、1) 生活環境の保全上緊急に撤去する必要性までは認められないもののできる限り速やかに撤去を行う必要性があること、2) いまだ詳細は不明ながら、処分者のほかに排出事業者その他の者が不法投棄に関与していることが相当程度確実に予想されること及び3) 処分者に対して、措置命令を発出したとしても、資力の面から、県において代執行に踏み切らざるを得ないと考えられることから、処分者に対しては、原則通り措置命令を発出し、代執行による費用徴収を確保するとともに、その余の関与者等に対しては、法第19条の8第1号第2号に該当するとして、代執行前に公告を行い、後の代執行費用の徴収を確保しようとするものである。

#### ③ 法第19条の8の解釈

法第19条の8第1項第2号では、「過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき」と規定されてるところ、当該規定の解釈は、前記法の趣旨を考慮すると、一人でも処分者を確知できた場合には、公告を前提とする略式の代執行を行うことはできないと解すべきではなく、1) 処分者等の存在が相当程度確実に予想され、かつ、2) 必要な調査活動によっても処分者等を確知することができない場合には、公告による代執行を行うことができると解すべきである。

このように解しないと仮に処分者が一人でも確知できている場合には、他の確知できていない関与者等からは費用徴収できなくなり実質的に当該関与者等に対しては処理責任を問えなくなり、不適正処理を行った者に広く責任を課すとする法の趣旨に違背することになる。

#### ④ 結論

1) 関与者等の存在が相当程度確実に予想され、かつ、2) 必要な調査活動によっても措置命令を発出するとともに、関与者等に対する費用徴収を確保するため法第19条の8第1項第2号に基づく公告を行った上で代執行を行うことは可能である。(平13.9.5Y県照会)

## 第12節 環境衛生指導員及び技術管理者

(水産学)

問548 大学で水産学の課程を修めて卒業した者は、法第20条に規定する環境衛生指導員の資格を有するか。

答548 お見込みのとおり。当該者は、規則第16条第2号に規定する大学において理学又は農学の課程を修めて卒業した者に該当する。(昭57.6.14環産21問85)

### (技術管理者の兼任)

問549 技術管理者について

- (1) 企業が所在地の異なる産業廃棄物処理施設を所有する場合に、1人の技術管理者に兼任させて維持管理に関する技術上の業務を担当させてよいか。
- (2) 異なる企業の工場が隣接する場合に、産業廃棄物処理施設を設置し、同一の技術管理者に管理させてよいか。

答549 いずれの場合にあっても、それぞれ専従の技術管理者を置かなければならない。  
(昭47.1.10環整2問15)

### (行政経験)

問550 規則第8条の17に規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」には、行政庁の職員が従事した産業廃棄物に関する技術上の実務に従事した経験が入ると解してよいか。

答550 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問86)

### (施設の新設と前施設の技術管理者)

問551 既存の産業廃棄物処理施設を取り壊し、新たな施設(既存の施設と同種のもの)を設置する場合、新たな施設の技術管理者として、既存の技術管理者を当てることができるか。

答551 既存の施設の技術管理者を新施設の技術管理者に当てることができる。(平4H  
県聴取)

### (埋立終了した最終処分場)

問552 既に埋立を終了したものの、未だ廃止していない最終処分場にも技術管理者を置く必要があるか。

答552 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問131)

### (中間処理施設の技術管理者における実務経験)

問553 法施行規則第17条において、「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と規定されているが、中間処理施設については、例えば焼却施設の技術管理者に求められる実務経験として、破碎施設における実務経験が認められると解してよいか。

答553 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問134)

## 第13節 廃棄物再生事業者の登録等

### (再生事業者の登録の可否)

問554 廃棄物と有価物の両方の再生事業を営んでいるものは、改正法第20条の2第1項の規定に基づき廃棄物再生事業者として登録を行う対象となるか。また、市況の変動により有価物となることのある廃棄物を扱っている業者はどうか。

答554 いずれもお見込みのとおり。(いずれも対象となる。)(平4.8.31衛環245問122)

### (有価物の買取り・梱包を行う者)

問555 処理料金を取って廃棄物を収集運搬及び選別している業者Aから、有価物のみを買取り梱包し売却している業者Bは、廃棄物の再生の事業を営んでいるとはみなさ